

国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(表彰の手続)</p> <p>第3条 規程第3条に規定する被表彰者の推薦及び決定に係る審議は、申請者から所属学府長、<u>連合農学研究科長及び技術経営研究科長</u>(以下「学府長等」という。)又は学部長に提出された「表彰状授与申請書」(別紙様式1)により行う。なお、当該申請書は、原則として表彰の手続が行われる年度の2月末日までに所属学府長等又は学部長に提出させるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(表彰の手続)</p> <p>第3条 規程第3条に規定する被表彰者の推薦及び決定に係る審議は、申請者から所属学府長若しくは<u>連合農学研究科長</u>(以下「学府長等」という。)又は学部長に提出された「表彰状授与申請書」(別紙様式1)により行う。なお、当該申請書は、原則として表彰の手続が行われる年度の2月末日までに所属学府長等又は学部長に提出させるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (細則第1号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。